



埼玉県報

号 外 第 1 1 号
平 成 2 6 年 5 月 2 3 日
金 曜 日

目 次

告示

- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第15区\)における立候補予定者説明会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第15区\)における選挙時登録の登録基準日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第15区\)におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県選管告示第三十四号

平成二十六年六月二十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十五区）における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年六月二日 午後一時三十分

二 場所 小川町役場三階大会議室

告 示

埼玉県選管告示第三十五号

平成二十六年六月二十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十五区）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりである。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 登録基準日 平成二十六年六月十九日

（ただし、年齢については平成二十六年六月二十九日）

二 登録日 平成二十六年六月十九日

三 縦覧期間 平成二十六年六月二十日

告 示

埼玉県選管告示第三十六号

平成二十六年六月二十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十五区）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、六月二十日とする。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次